

65歳以上の方へ 令和3年4月より



稚内市高齢者運転免許証

自主返納奨励事業が始まります

稚内市では、運転免許証を返納しやすい環境づくり推進するために、運転免許証を自主返納した方に対して、奨励品の交付をいたします。

《対象者》

- 令和3年4月1日以降に運転免許証を自主返納した65歳以上の方（自主返納した日の翌日から起算して5年以内）
- 稚内市の住民基本台帳に記載されている方

《奨励品》

- わっかない地域商品券（2,000円）

長い間、安全運転お疲れ様でした！



【手続き方法】

- ① 稚内警察署又は旭川運転免許試験場にて「運転免許証取消（全部）」を申請願います。
- ② 「運転免許証奨励品交付申請書」を記入・押印のうえ、稚内市くらし環境課、または稚内警察署交通課に提出してください。
 - (1) 申請書は、市HPにてダウンロードができるほか、稚内警察署交通課窓口にあります。
 - (2) 申請の際に、①で発行された運転免許証の取消決定通知書又は運転経歴証明書の写しを添付願います。
- ③ 申請内容を確認後、後日、稚内市くらし環境課より「決定通知書」の送付とともに、「奨励品」を贈呈いたします。

『運転経歴証明書』をご存知ですか？

運転免許証を自主返納した方は、公的な顔写真入りの身分証明書である「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。【手続きは稚内警察署交通課・旭川運転免許試験場】

この証明書を提示することで、「北海道高齢者運転免許証自主返納サポート制度」など免許返納した方に対する特典等を受けることができます。

- 必要なもの
- 交付手数料 1,100円（北海道収入証紙代）
 - 印鑑
 - 申請用写真1枚（縦3cm×横2.4cm）

お問い合わせ：稚内市役所環境水道部くらし環境課市民生活グループ 電話 23-6413